

別添 6

地域ケア会議運営業務について

1 目的

地域ケア会議は、個別ケースについて医療、介護等の専門職をはじめとする多様な関係者が適宜協議し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて介護等が必要な高齢者の住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けることで地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進に資するものである。

2 地域ケア会議の役割

- (1) 地域の介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (2) 高齢者の実態把握や問題解決のための地域支援ネットワークの構築
- (3) 個別ケース等の課題分析を行うことによる地域課題の検討

3 業務内容

(1) 個別ケースの検討会議及びモニタリング報告会の実施

地域ケア会議（個別ケースの検討会議及びモニタリング報告会）の開催については、本仕様書のほか、「春日部市地域ケア会議の開催について（ガイドライン）」に基づき実施する。

① 対象者

- ア 事業対象者及び要支援者
- イ 要介護者
- ウ その他、多様な関係者の協議による支援が必要と認められる者

② 検討するケース

- ア 市との協議により設定した検討テーマに該当するケース
- イ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付けたケース
- ウ その他、多様な関係者の協議による支援が必要なケース

③ 助言者

助言者となる専門職を次の職種から個別ケースに応じて選定する。

なお、意見の客観性を確保する観点から、原則として本業務の受注者に属する者以外の者の出席を依頼すること。

また、専門職の会議への出席依頼については、必要に応じて地域包括ケアシステム推進センター（以下「春進センター」という。）が設置する春日部市医療介護職人材バンクを活用すること。

- ア 保健医療福祉関係者…医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、

作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、生活支援コーディネーター等

イ 行政等関係者…地域包括支援センター職員、春進センター職員、介護保険課職員、その他市役所関係課職員

ウ その他、ケースの支援に関連する機関の職員

④ 開催件数及び開催時間

ア 開催件数

i 上記②アのケースについては、個別ケースの検討会議を年間を通じて概ね2件程度開催すること。また、個別ケースの検討会議後は、3ヶ月から6ヶ月後にモニタリング報告会を実施すること。

ii 上記②イのケースについては、市介護保険課からの要請に応じて実施すること。

3 上記②ウのケースについては、必要に応じて実施すること。

イ 開催時間

i 個別ケースの検討会議

開催時間は13時から16時の間とし、会議の所要時間は1ケースにつき45分から60分程度とする。

ii モニタリング報告会

開催時間は13時から16時の間とし、会議の所要時間は1ケースにつき15分から30分程度とする。

⑤ 会議の事前準備

個別ケースの検討会議の開催の約2週間前までに事例提供者と事前打ち合わせを行い、当日の限られた時間の中で会議が円滑に進行できるように準備する。

ア 事例提供者は、介護サービス事業所との連絡調整（事前の個別サービス計画書等の受け取り、状況確認、打ち合わせ内容の報告）を行う。

イ 受注者は、事例提供者より「アセスメントシート」等の資料を受け取り、事例提供者と共に利用者の課題を整理し、専門職に求める助言内容を検討する。

ウ 必要に応じて不足している情報の追加、課題や目標の見直しを行う。

エ ケースの状況や課題を踏まえて出席を依頼する専門職を選定する。

⑥ 会議当日の運営

ア 受注者は、司会者として会議を進行する。

イ 会議の進行に当たっては、ファシリテーターとして事前準備で整理、検討した課題や目標、検討テーマについて、専門職から課題解決に向けた具体的な助言が得られるよう配慮する。

ウ 専門職から出た意見を集約し、会議の「まとめ」として今後の方向性を示す。

⑦ 事後支援

ア 個別ケースの検討会議終了後は、報告書を作成し、事例提供者及び助言者にフ

ードバックする。

イ 会議での専門職からの助言内容を共有することでケアマネジメントに反映できるように支援する。

ウ モニタリング時期を設定し、ケアマネジャーやサービス事業所が新たに行った支援の内容、対象者の気持ちや活動の変化について、モニタリング報告会を開催し、関係者間の情報共有を図る。

エ モニタリング報告会終了後は、報告書を作成し、事例提供者及び助言者にフィードバックする。

(2) 高齢者の実態把握及び地域支援ネットワークの構築

(1)の業務を通じて、高齢者の実態把握を行うと共に、医療・介護の専門職のみならず、地域の多様な支援機関・関係機関の参画を通じて地域支援ネットワークの構築を図る。

(3) 地域課題の検討

市が開催する地域ケア推進会議において、各地域包括支援センターが実施した個別ケースの検討会議の結果を共有し、地域課題の検討を行うと共に、地域包括支援センター運營業務委託契約仕様書「9 業務内容」に記載の各業務との連携により、地域支援体制の構築につなげる。

(4) その他

必要に応じて個別ケースの検討結果や、地域課題の検討状況等について、事例提供者や関係機関との情報共有を行い、地域全体の支援体制の充実を図る。